

- ①技術上＝原理的に苛酷事故の危険を排除できない。さらに、老朽化した原発の酷使が加わる
- ・寿命30年の原子炉を60年に延長
  - ・検査期間の短縮と検査間隔の延長
  - ・プルサーマルを強行
- ②経済上＝原発システムのリスクをコスト計上しない危険
- ・福島原発事故で、不当性が事実で明らかに
- ③地質上＝世界有数の地震国での立地の危険
- ・日本の原発の大部分は、地震の「特定観測地域」（8箇所）、「観測強化地域」（2箇所）に立地されている
  - ・米国は、大部分が北米大陸の東側に
  - ・フランス、ドイツは地震がない
- ④地理上＝人口過密地域への近接・集中立地の危険
- ・福井15、福島10、新潟7など
- ⑤行政上＝国際基準に則った規制機関が不在なもとでの立地の危険
- ・日本では苛酷事故は起こらない（原子力安全委員会決定）
  - ・「原子力発電所の基本安全原則」（1988年 IAEA勧告無視）
  - ・苛酷事故対策と緊急時対策を持たない
  - ・原発推進機関からの独立と一貫した規制を持つ、世界水準の規制機関の不在
- ⑥営業上＝営利優先の運転の危険—事故を承知で定検日まで運転強行

## 5. 国民を欺く「安全神話」の大宣伝

- (1) 「産・官・学・政・マスコミ」の癒着による大宣伝
- (2) 立地交付金による地方自治体の買収
- (3) 国民の不安に応えぬ「判決」—司法の形骸化

## 6. 福島原発事故の収束に向けて

- (1) 原発事故の収束に向けて、関係者が一丸となった取り組み
- (2) 汚染地図の作成ときめ細かな除染体策、健康対策
- (3) 食物の安全確保
- (4) 再発防止のための、公正中立で権限を持った調査委員会

## 7. チェルノブイリ原発事故調査から